

## 企画戦略室規程

(平成 11 年 9 月 27 日 制定)

(平成 13 年 5 月 30 日 一部改正)

(平成 14 年 4 月 15 日 一部改正)

(平成 28 年 5 月 17 日 改正)

(目 的)

第 1 条 学会全体に係わる事業／活動戦略、運営体制等の課題及び中長期的な体制や将来構想を検討・立案し、理事会に提言・提案することを目的とする。

(組 織)

第 2 条 企画戦略室に企画戦略室長 1 名（以下室長と略称する）、幹事 1 ないし 2 名、委員若干名をおく。

2. 次期会長、全副会長、理事である次期ソサイエティ会長は委員となる。

3. 幹事及び前項以外の委員は室長の推薦した会員で構成する。

4. 必要に応じて委員の中から幹事補佐を指名することが出来る。

(任 務)

第 3 条 室長は、会務を主宰し、その結果を理事会に提言する。

2. 幹事は、会務の運営に関し、室長を補佐する。

(委嘱及び任期)

第 4 条 第 2 条第 3 項の幹事及び委員は、室長の推薦により理事会が承認し、会長が委嘱する。

2. 幹事及び委員の任期は原則として 2 年とし、重任は妨げない。

3. 理事である委員の任期は、理事在任期間とする。

(取扱う事項)

第 5 条 企画戦略室は、第 1 条の目的を達成するために次の業務を行う。

ア) 本学会の直面する問題を可及的すみやかに検討し、理事会に提言・提案する。

イ) 学会運営の中長期的な戦略・体制や将来構想を検討し、必要に応じて理事会に提言する。

(経 費)

第 6 条 本企画戦略室の経費は、学会共通経費をもって支弁する。

(付 則)

本規程は、平成 11 年 9 月 27 日から施行する。

(付 則)

本規程の変更は、平成 14 年 4 月 16 日から適用する。

(付 則) 平成 28 年 5 月 17 日改正

本改正は、改正日から施行する。